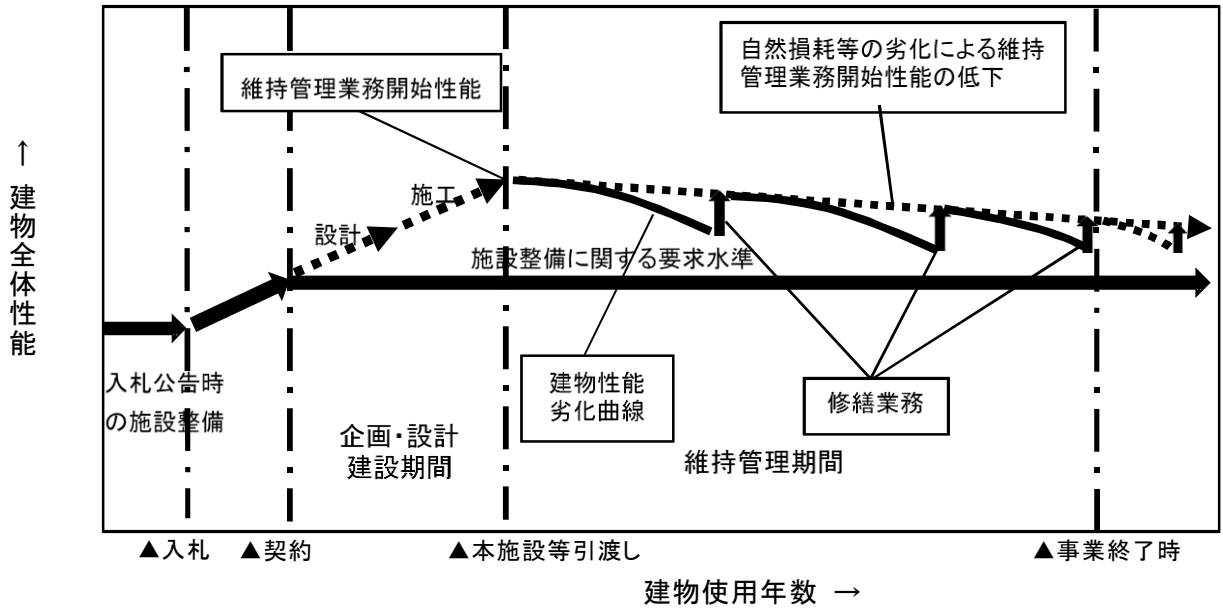


# 別添資料 3 - 1 修繕に係る要求水準

## (1) 建物性能劣化と修繕業務の考え方



(2) 修繕に係る要求水準

項 目		要 求 水 準
建 築	構造体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造体の調査・診断の結果を踏まえ修繕を行う。</li> <li>・ 免震材料、制震材料を用いた場合は、それらの調査・診断の結果を踏まえ修繕を行う。</li> </ul>
	屋根及びとい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損等の不具合箇所及び仕上げ材の錆、腐食劣化箇所の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度でのその周囲と調和させるものとする。</li> </ul>
	外装（天井）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不陸、変形、破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変退色及び金属類のさび、腐食等の劣化箇所の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度でその周囲と調和させるものとする。</li> </ul>
	外装（壁）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色及び金属類のさび、腐食等の劣化箇所の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度でその周囲と調和させるものとする。</li> </ul> ※エキスパンションジョイント金物、手すり、タラップ等付属物を含む
	外装（床）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損等の不具合箇所及び仕上げ材のひび割れ等の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度でその周囲と調和させるものとする。</li> </ul>
	内装（天井）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色、汚れ、かび等の劣化箇所の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度でその周囲と調和させるものとする。</li> </ul>
	内装（壁）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色、汚れ、かび等の劣化箇所の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度でその周囲と調和させるものとする。</li> </ul>
	内装（床）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色、ひび割れ、摩耗等の劣化箇所の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度でその周囲と調和させるものとする。</li> </ul>
	外部建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色、傷、さび等の劣化箇所の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度でその周囲と調和させるものとする。</li> </ul>
	内部建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色、傷、さび等の劣化箇所の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度でその周囲と調和させるものとする。</li> </ul>
	外部階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損等の不具合箇所には保守、修繕を行う。</li> <li>・ その他、外装（天井）、外装（壁）、外装（床）による。</li> </ul>
	内部階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損等の不具合箇所には保守、修繕を行う。</li> <li>・ その他、外装（天井）、外装（壁）、外装（床）による。</li> </ul>
	上記以外の付帯する工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色及び金属類のさび、腐食等の劣化箇所の修繕を行う。</li> </ul>
	上記以外の付帯する造作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色、傷、さび等の劣化箇所の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度でその周囲と調和させるものとする。</li> </ul> ※サインを含む
工 作 物 及 び 外 構	舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色、傷、さび等の劣化箇所の修繕を行う。</li> </ul> ※マンホール・グレーチング等を含む
	付帯する工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色、傷、さび等の劣化箇所の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度でその周囲と調和させるものとする。</li> </ul>

項 目	要 求	水 準
建 築 設 備	電灯設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	動力設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	受変電設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	静止形電源設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	発電設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	雷保護設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	構内情報通信網設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	構内交換設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	映像・音響設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	拡声設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	誘導支援設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	テレビ共同受信設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	火災報知設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	構内配電線路	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	構内通信線路	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	空気調和設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	換気設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	排煙設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	自動制御設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	衛生器具設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	給水設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	排水設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	給湯設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	消火設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	ガス設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	雨水利用設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	排水処理設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
	昇降機設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
天井クレーン	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。	
その他設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。	